

第 2 9 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 5 年 1 0 月 3 0 日 (木)

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年10月30日(木) 午後3時00分 から3時25分

2. 開催場所 せたな町役場 第3会議室

3. 出席委員(15人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	松	崎		豊
委員	1番	渥	美	光	成
	2番	吉	田		優
	3番	高	橋	光	也
	4番	玉	木	久	志
	5番	竹	内	厚	子
	6番	阿	部	紹	子
	7番	森		正	勝
	8番	小	島	敏	人
	9番	大	羽	孝	志
	10番	金	谷	勝	則
	11番	弥	左	輝	彦
	12番	大	口		寧
	13番	日	置	和	彦

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
第4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
第6	議案第4号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	丹	羽	優
事務局次長	佐	々	木 正 人

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長 ただいまより第 29 回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆さん大変どうもご苦労様でございました。

2、3 日前から天気も大変よくなり、秋晴れが続いていたのですが、また月初には崩れていくということです。そんな中、みなさん農作業が最終段階でお忙しいところだと思います。

会長 本日で新函館農協せたな S T の米の出荷が終了とのこと。私事ですが、昼から米出荷最終ということで、総会開始時間を 3 時からとさせて頂きました。

会長 米は終了ということですが、まだ、豆が残っているかと思います。今年は豆類が品質的にゆるくないとのこと。しいて言えば、米は値上がり傾向にあるということで、みなさん概算金が 11 月に入るところでございます。米に関しては上向き傾向でありますので、おそらく追加払いが年内に出るかと思えます。

会長 また、11 月に入りましたら国会が開催されます。
今、問題となっています畑地化事業ですが、せたな町としては手を挙げた以上は下げないという形ですすんでいくとのこと。

会長 道内各地、ほぼ秋作業は終了したということを知っております。当地域では豆類を残すところですが、まだまだ農作業がありますので、怪我などに注意し健康大第一で、最後の詰めをおこたることなくお願い致します。

会長 それでは、本日の総会は議案第 4 号まででございます。皆様と慎重審議で進めてまいりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございました。

只今の出席委員は 15 名全員で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長 はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第 1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、1 番渥美委員、2 番吉田委員を指名いたします。この指名は、第 29 回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長

「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日 1 日と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。

令和 5 年 10 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 1 ページをご覧ください。

番号 16 番。貸主が、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。借主が、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。所在につきましてはXXXXXXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXXの計 6 筆、面積が合わせまして XXXXXX㎡、解約理由につきましては、農地を売買するためでございます。

事務局

以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について】

議長

「日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。議案2ページをご覧ください。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条の規定による農地について、その使用貸借権の移転申請があつたので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。
令和5年10月30日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料2ページをご覧ください。
番号13番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、
[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計14筆、内、田んぼが4筆 [REDACTED]㎡、
畑が10筆 [REDACTED]㎡、面積が合わせまして [REDACTED]㎡でございます。
所在 [REDACTED]の面積 [REDACTED]㎡の内残りの [REDACTED]㎡は宅地、所在 [REDACTED]の面
積 [REDACTED]㎡の内残りの [REDACTED]㎡は宅地、所在 [REDACTED]の面積 [REDACTED]㎡の内残りの
[REDACTED]㎡は宅地でございます。

契約内容は使用貸借、期間につきましては許可の日から10年間、こち
らの理由につきましては、農地を使用貸借し、営農に励みたいためでござ
います。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当
せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第2号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。
議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和 5 年 10 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 4 ページをご覧ください。
番号 98 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 7 筆、内、田んぼが 6 筆、用悪水路が 1 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は用悪水路と水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2023 年 10 月 30 日、対価の支払期限が 2023 年 12 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、用悪水路の単価が 円、田んぼの単価は 円、売買価格は 円でございます。

事務局

資料 5 ページをご覧ください。
番号 99 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 16 筆、面積が m^2 、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては 2023 年 10 月 30 日から 2026 年 10 月 29 日までの 3 年間、単価が 円、賃貸価格が 円、継続でございます。

事務局

資料 6 ページをご覧ください。
番号 100 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、

事務局

■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計 8 筆、面積が ■■■■
㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、
期間につきましては 2023 年 10 月 30 日から 2026 年 10 月 29 日までの 3 年間、
単価が ■■■■円、賃貸価格が ■■■■円、継続でございます。

事務局

資料 7 ページをご覧ください。

番号 101 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さ
ん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■
の計 3 筆、面積が ■■■■㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては
賃貸借でございまして、期間につきましては 2023 年 10 月 30 日から 2026
年 10 月 29 日までの 3 年間、単価が ■■■■円、賃貸価格が ■■■■円、新規
でございます。こちらは、■■■■さんが前所有者より相続した関係で、
新規扱いと致しました。

事務局

資料 8 ページをご覧ください。

番号 102 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■
■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■
■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、
■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計 10 筆、面
積が合わせまして ■■■■㎡、利用目的は水田と転作田、こちらの契約につ
きましては使用貸借でございまして、期間につきましては 2023 年 10 月 30
日から 2026 年 10 月 29 日までの 3 年間、継続でございます。

事務局

資料 9 ページをご覧ください。

番号 103 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■
■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さ
ん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、
■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計 8 筆、面積が合わせ
まして ■■■■㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借で
ございまして、期間につきましては、2023 年 10 月 30 日から 2026 年 10 月
29 日までの 3 年間、単価は ■■■■円、賃貸価格が ■■■■円、新規でござ
います。

事務局

資料 10 ページをご覧ください。

番号 104 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■
■■■■さん。利用権の設定等をする者、
■■■■、■■■■
■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■の計

事務局

2筆、面積が合わせまして■■■■■㎡、利用目的は牧場、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2023年10月30日から2028年10月29日までの5年間、単価は■■■■円、賃貸価格が■■■■円、新規でございます。こちらは、■■■■との契約でしたが、■■■■が合併した関係で新たに■■■■さんとの契約になりますので新規扱いと致しました。

事務局

資料11ページをご覧ください。

番号105番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の7筆、面積が■■■■㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございます、所有権移転の時期につきましては2023年10月30日、対価の支払期限が2023年12月30日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が■■■■円、売買価格は■■■■円でございます。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第3号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第6 議案第4号 土地現況証明願について】

議長

「日程第6 議案第4号 土地現況証明願についてを議題といたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。議案4ページをご覧ください。

議案第4号 土地現況証明願について。

別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定する

事務局

ものとする。

令和 5 年 10 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の 12 ページをご覧ください。

番号 7 番。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]の 2 筆、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED]さんでございます。場所につきましては、13 ページ、14 ページの図 1、図 2 のとおりでございます。

こちらにつきましては、2023 年 10 月 17 日に原田会長、松崎代理、森委員、弥佐委員、渥美委員、吉田委員、阿部委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 29 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 5 年 11 月 27 日

会議録署名委員

1 番 渥美 光成
2 番 吉田 優
議長 原 田 嘉博